

① 件名	
石巻市北上地区カントリーエレベーターの指定管理者の指定について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景及び目的】</p> <p>石巻市北上地区カントリーエレベーターの管理運営については、平成26年度から指定管理者制度を導入し、「いしのまき農業協同組合」を指定管理者としている。</p> <p>当該施設は、平成31年3月で指定期間満了となるが、これまでの運営実績を勘案し、引き続き同組合を当該施設の指定管理者として指定するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 （平成17年12月19日条例第321号） 石巻市カントリーエレベーター条例（平成25年7月16日条例第36号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 3 大地とともに生きる (1) 被災農林業への再建支援</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成26年 3月	石巻市北上地区カントリーエレベーターに係る指定管理者の指定についての議案の議決 指定管理者：いしのまき農業協同組合 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで 石巻市北上地区カントリーエレベーターの指定管理者指定に係る基本協定締結
平成30年10月	指定管理者指定申請書の受理（いしのまき農業協同組合） 指定管理者の候補者の選定について通知
⑤ 主な内容	
(1) 施設名	石巻市北上地区カントリーエレベーター
(2) 所在地	石巻市北上町橋浦字大須304番地
(3) 建物概要	鉄骨造2階建 敷地面積：8,989.96㎡ 建築面積：1,320.8㎡、建築延床面積：1,666.41㎡
(4) 施設能力	処理能力：3,000t、対象面積：500ha
(5) 指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）
(6) 選定候補者	いしのまき農業協同組合
(7) 選定方法	非公募
(8) 選定理由	本施設の設置目的である農業の省力化及び生産の合理化の促進により、効率的かつ安定的な農業経営の確立を達成するためには、施設が円滑に稼働することが求められるので、指定管理者候補者については、市内にカントリーエレベーターを4基所有しており、本市内で生産された米の一体的な管理が水田農業の推進には重要であることから、公募によらず、同様の施設運営の経験を有し、かつ利用者である農家との良好な関係を維持することが期待できる「いしのまき農業協同組合」を選定するもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 同様の施設の管理運営に精通している「いしのまき農業協同組合」が、当該施設を管理することにより、施設の円滑な運営と農業生産環境及び農業経営の改善・向上に寄与することができる。</p> <p>【財源措置】 指定管理料なし</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
<p>【カントリーエレベーターに指定管理を導入している自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県大崎市（指定管理者：古川農業協同組合） ・青森県弘前市（指定管理者：つがる弘前農業協同組合） ・青森県つがる市（指定管理者：つがるにしきた農業協同組合） 	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成30年12月	市議会第4回定例会へ石巻市北上地区カントリーエレベーターに係る指定管理者の指定について提案
平成31年3月	指定管理に係る基本協定の締結、利用料金の承認
4月	指定管理者による管理運営開始
⑨ その他	
なし	